

# 一般社団法人常盤工業会定款

平成 23 年 5 月 14 日 制定

平成 24 年 4 月 1 日 法人設立

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人常盤工業会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県宇部市東梶返一丁目10番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、工学に関する教育及び研究の振興を図るための各種の事業を行うとともに、会員相互の交流及び自己の啓発を図り、もって工学に関する教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工業技術者を対象とする工学教育に関する研修会及び講演会の開催
- (2) 山口大学常盤台キャンパスを中心とした学術研究及び教育活動に対する支援及び助成
- (3) 地域の学術及び文化の発展に寄与する活動の支援
- (4) 会報の発行
- (5) 常盤工業会会館の維持・管理・運営及び貸し付け事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山口県において行なうものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、山口大学並びにその前身の宇部高等工業学校及び宇部工業専門学校の工学系の学部及び研究科を卒業又は修了した者並びに山口大学工学部及び研究科に在籍する者（工学系の者、他系の者であつては、研究指導教員が工学部に所属していること。）とする。

2 第1項の会員のうち、この法人の発展に功労があつた者で理事会において推薦されたものを特別会員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする会員は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。この場合において、この法人に対する申し込みは会費納入規程に規定する会費を添えて行わなければならない。また、会費を納入したことにより理事会の承認を受けたものとする。

(代議員)

第7条 前条の正会員の中から、概ね300人に1人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。この場合において、端数の取扱いについては理事会で別に定める。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補する

ことができる。

- 4 代議員選挙において、すべての正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員の選出手続に関与してはならない。
- 5 代議員選挙は、2年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後の最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第229条第2項の権利（貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（正会員資格の喪失）

第8条 正会員は、会費納入規程に規定する所定の会費を納入しないときは、正会員の資格を喪失する。

2 前項の規定により正会員の資格を喪失した会員が代議員であるときは、当該代議員の資格も



喪失するものとする。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員は、理事会で決議された会費納入規程に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、会長は当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により除名の決議があったときは、会長は当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失した場合において、既に納入した会費は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 この法人の総会は、第7条第1項に規定する代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)(これらの附属明細書を含む。)の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会において、開催の決議がなされたとき。

(2) 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求が会長に対してあったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、すべての代議員に対し、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した代議員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ開催することはできない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、解散の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 代議員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員又は代理権を付与された正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

第22条 総会に出席しない代議員は、書面によってその議決権を行使することができる。この場合において、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面（代議員が議決権を行使するための書面をいう。以下同じ。）に必要な事項を記載し、法令で定める時まで、当該議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

2 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法



令で定める時までには議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。

3 前2項の規定により、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定等)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 役員は無報酬とする。

5 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、副会長は会長の職務を補佐する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会の決議により、新たな会長を選定する。

4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査する。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令、若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、監事は、法人法に定める監事の権限を行使する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会

の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 規則（総会において決議が必要なものを除く。）の制定、改正及び廃止
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 重要な使用人の選任及び解任
    - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、4箇月に1回以上、これを開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面によって会長に招集の請があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)



第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 会 計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更しようとするとき、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公



共団体に贈与するものとする。

## 第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、個人情報について、その保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

## 第11章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は佐々木孝治とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は原本に相違ありません。

一般社団法人常盤工業会  
代表理事 藤井輝夫

